

曾 於 市 長 五位塚 剛 殿
曾 於 市 議 会 議 長 久長 登良男 殿
指定管理者施設代表者 殿

曾於市監査委員 野 村 行 雄

公の施設の指定管理者監査の結果報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、指定管理者の監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

第1 監査の期日及び対象

令和3年10月15日(金)

- ① 財部保健福祉センター……………(社)曾於市社会福祉協議会
- ② 曾於市メセナ住吉交流センター ……(株)メセナ末吉
- ③ 曾於市花房峡憩いの森……………曾於市森林組合
- ④ 大隅恒吉地区診療所……………曾於医師会立病院

第2 指定管理者監査の方法及び着眼点

監査にあたっては、所管課より提出された関係資料により、所管課長、係長及び指定管理者等から説明聴取を行い、下記の点に主眼をおき監査した。

- ① 指定管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 基本協定書及び年度協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 管理施設は、条例等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ⑨ 協定書等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ⑩ 施設利用促進のための指定管理者の努力はなされているか。
- ⑪ 施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑫ 施設の管理に係る出納関係帳簿等の記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備・保存は適切になされているか。

第3 監査の結果

基本協定書及び年度協定書に基づく管理業務の内容、収支の状況等について監査した結果、総体的には適正に管理運営、執行され、指定管理者制度の目的に沿った成果が得られていると認められた。

1 指定管理施設の根拠法令等

指定管理施設については、市条例、基本協定書及び年度協定書に基づき概ね適正に管理運営されていた。

2 指定管理手続等

指定管理者の選定については、市条例等において特別な理由がある場合に限り非公募とされており、指定管理者制度の本来の目的である、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより住民サービスの質の向上や経費の節減を図るため、特に営利が生じる施設については公募を原則とされたい。

3 関係書類の整備

指定管理施設の帳簿、預金通帳等を確認したが、概ね良く整理・記帳され、管理目的に沿った支出がなされていた。協定に定められた事業(業務)報告書についても、指定された期日までに提出されていた。

4 マニュアル等の整備状況

基本協定書等に基づく各種マニュアルの整備については、概ね整備されていたが、一部に整備されていないマニュアルも見受けられたので指定管理者と協議のうえ作成されたい。また、マニュアルについては、緊急の事故や災害等の発生時の対応に活用されたい。

5 総括

指定管理施設の所管課は、随時、実地調査やモニタリングによる施設の状況把握に努めるとともに、指定管理者と連絡調整を図りながら施設の効用を最大限に発揮し、合理的な運営ができるように努められたい。

施設の収支会計経理の状況については、定期的に収支状況の確認と点検に努めるとともに、施設利用料等の収入金の取り扱いについては、職員一人に任せることなく不正防止のため複数の職員で確認するなど、今後も防止策に努められたい。

また、施設の老朽化に伴い修繕料等が大幅に増えることが予想される中で公共施設等総合管理計画が策定されているが、今後は個別方策等の適正な実施を望むものである。

所管課においては、例規集に基本協定書及び年度協定書等の標準書式が定められているので、これらを確認されて施設にあった協定書の作成をさらに検討され、施設の目的に沿った管理運営に努められたい。

最後に、業務多用な中に、当該監査にご協力いただきました各位に対しまして心から感謝申し上げます。